

加西市新婚世帯向け家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新婚世帯の市内への定住を促進し、活力あるまちづくりを図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯等に対して家賃の一部を補助することに関し、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「新婚世帯等」とは、家賃の助成を受けるための受給資格の認定（以下「認定」という。）を申請する日において婚姻（再婚を含む。）の届出の日から3年以内で、かつ、合計年齢が80歳以下の夫婦（以下「新婚夫婦」という。）が存する世帯をいう。
- (2) 「民間賃貸住宅」とは、補助を受けようとする新婚世帯等の世帯主（以下「申請者」という。）と住宅の所有者等との間で賃貸借契約を締結した自己の居住の用に供する住宅とする。ただし、市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅及び借上公共賃貸住宅を除く。また、申請者の3親等以内の親族又は生計を一にする者及びこれらの者が役員となる法人が所有している住宅並びに賃貸住宅も同様とする。
- (3) 「実質家賃負担額」とは、共益費、駐車場使用料等直接的には住宅の賃貸料と認められないものを除いた額とする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に定める要件を備えている新婚夫婦とする。

- (1) 平成25年4月1日以降に住宅賃貸契約を締結し、市内の民間賃貸住宅に現に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている者。
- (2) 新婚世帯等の申請年度の前年の総収入金額が670万円（所得金額483万円）以下であること。この場合において、申請年度の前年に収入（所得）のある者が2人以上いるときは、主たる収入（所得）者の前年の総収入（所得）金額に、他の収入（所得）者の前年の総収入（総所得）金額の1/2を加えた額とする。

- (3) 公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 新婚夫婦及び同居者が市税を滞納していないこと。
- (5) 家賃を滞納していないこと。
- (6) この要綱に基づく補助を受けたことがない者
(認定の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、加西市新婚世帯向け家賃補助受給資格認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 新婚夫婦及び同居者の住民票
- (2) 戸籍謄本
- (3) 新婚夫婦及び同居者の申請年度の所得(課税)証明書及び納税証明書
- (4) 住宅賃貸借契約書の写し
- (5) 加西市新婚世帯向け家賃補助金口座振替申出書(様式第2号)
- (6) その他市長が必要と認める書類
(認定の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに第3条に規定する資格の有無を審査のうえ、認定の可否を決定し、その旨を加西市新婚世帯向け家賃補助受給資格認定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の月額、12,000円とする。ただし、実質家賃負担額が補助金額以下の場合、実質家賃負担額とする。

(補助金の交付等)

第7条 認定を受けた者(以下「受給者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、加西市新婚世帯向け家賃補助金請求書(様式第4号)に家賃領収書の写し又は家賃を支払ったことを証明できる書類を添えて、市長に請求しなければならない。

2 前項の請求は、原則として年2回とし、4月から9月までの分については、10月1日から同月末日までの間に、10月から翌年の3月までの分については翌年の4月1日から同月末日までの間に行うものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めたときはこの限りでない。

3 交付期間は、認定の日の属する月から補助金を交付すべき事由が消滅した日の属する月の

前月までとし、36月を限度とする。なお、交付期間には、申請年度の前年の総収入金額（所得金額）が第3条第2号に定める金額を超えることにより、補助金が交付されない期間も含まれる。

4 交付月は、5月及び11月とし、それぞれ前々月までの分を口座振込みの方法により交付する。ただし、市長が特別な事情があると認めたときはこの限りでない。

（資格の喪失）

第8条 受給者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助の交付を受ける資格を喪失する。

- （1） 市内の民間賃貸住宅に居住しなくなったとき。（新婚夫婦のいずれか一方がやむを得ない理由で対象住宅に現に居住できない場合を除く。）
- （2） 新婚夫婦の合計年齢が81歳以上になったとき。
- （3） 新婚夫婦が離婚したとき。
- （4） 新婚夫婦のいずれかが死亡したとき。（同居している子がある場合を除く。）
- （5） その他この要綱に違反したとき。

（書類提出の義務）

第9条 受給者は、前条各号に定める事由が生じたときは、速やかにその旨を加西市新婚世帯向け家賃補助受給資格喪失届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 受給者は、第5条の規定により認定を受けた事項について変更が生じたときは、その旨を速やかに加西市新婚世帯向け家賃補助受給資格変更届（様式第6号）に当該変更内容を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

3 受給者は、加西市新婚世帯向け家賃補助継続受給資格認定申請書（様式第1-2号）に次の各号に掲げる認定の継続に必要な書類を毎年7月末日までに、市長に提出しなければならない。

- （1） 新婚夫婦及び同居者の住民票
- （2） 新婚夫婦及び同居者の申請年度分の所得証明書
- （3） 新婚夫婦及び同居者の納税証明書
- （4） その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の申請があったときは、第3条に規定する資格の有無を審査のうえ、継続認定の可否を決定し、その旨を加西市新婚世帯向け家賃補助継続受給資格認定通知書（様式第

3-2号)により通知するものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、世帯の現状等について受給者に報告を求めることができる。

(通知)

第10条 市長は、前条の規定による届け出により、受給資格の変更又は喪失が生じたときは、直ちに、加西市新婚世帯向け家賃補助受給資格変更通知書(様式第7号)又は加西市新婚世帯向け家賃補助受給資格喪失通知書(様式第8号)により受給者に通知するものとする。

(認定の取消及び補助金の返還)

第11条 市長は、入居者が次のいずれかの事由に該当するときは、認定内容の一部又は全部を取り消し、若しくは既に交付されている補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽、その他不正な手段により、当該補助金の交付又は交付決定を受けたとき。

(2) 当該補助金を目的外に使用したとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その内容を加西市新婚世帯向け家賃補助受給資格認定取消通知書(様式第9号)により受給者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る認定について適用し、同日前の申請に係る認定については、なお従前の例による。